会議録
（第４５回名古屋港管理組合入札監視委員会）

【入札・契約手続の運用状況等の報告】
令和４年度までの入札不調件数、入札参加者が１者のみの工事件数、低入札価格調査実施件数の推移等について説明した後、令和４年度下半期工事の入札・契約手続の運用状況等について報告を行った。

〔主な質疑応答〕
なし

【事案抽出の報告】
抽出担当委員より、令和４年度下半期に発注した工事の中から４件抽出した旨、報告された。

【抽出事案に関する説明及び検討】
抽出事案１「堀川口艀だまり物揚場補修その他工事」

〔主な質疑応答〕
質　　問：　一般的な質問として、複数の工事をまとめて発注する場合、その時点で発注を予定する工事をまとめるのか。不調を回避するために予定のない工事を盛り込むこともあるのか。

回　　答：　本工事については、同時期に４か所の補修の予定があったためにまとめて発注したが、予定のない新たな工事を盛り込むことはない。予算措置された工事を計画立てて発注している。

質　　問：　４件の工事をまとめることでＡ等級になるが、Ａ等級となると参加者は減るのではないか。

回　　答：　Ａ等級になるということで、資格要件を定める際にそれを満たす者が複数いることを確認した上で発注している。本工事では事前に１０者の該当があることを確認し、発注した。
小分けにして、Ｂ等級やＣ等級となった場合、特にＣ等級では規模が小さい業者になるため、参加者はＡ等級より少なくなる傾向にあると認識している。

質　　問：　業者数としてはＣ等級の方が多くなるのではないか。

回　　答：　Ｃ等級の業者になると会社の規模が小さく、抱える技術者の数も少ないため、年度の後半になると、ほとんどの技術者が仕事を持ってお

り、兼務のできない工事も多いことから、応札し得る状況にないというのが現状である。
　なお、Ａ等級の業者は抱える技術者が多いことから、資格要件を満たす技術者が存在する可能性が高いのではないかと推測している。

質　　問：　発注時期が年度末になると技術者を手配しにくいタイミングというのも悩ましいところだと思う。

回　　答：　３月末になると竣工している工事もある程度あり得ることから、空いている技術者を確保できるのではないかということで、あらかじめ予算の一定の割合を翌年度に繰り越すことについて議会の承認を得て、年度末の発注を令和４年度より試みたという経緯がある。

抽出事案２「中川運河護岸補修工事」

〔主な質疑応答〕
質　　問：　９者指名しているが、Ｃ等級・Ｄ等級それぞれ何者ずつ指名しているのか。

回　　答：　Ｃ等級が７者、Ｄ等級が２者である。

質　　問：　Ｄ等級の２者はどのような基準で選んだのか。

回　　答：　名古屋港の実情をよく知っている者ということで、地元の企業で結成されている名古屋港建設災害防止協会に登録しているＤ等級の業者から２者選定した。

質　　問：　承知した。恣意性があるように感じたがそうではないことがわかった。

回　　答：　Ｃ等級の業者も同協会に登録している業者から選定している。

質　　問：　減額の契約変更をする場合、業者が「その額ではできない。」と言える権利はあるのか

回　　答：　本工事は、受注者が契約後に現場を確認し、設計図書と現場状況との不一致があるということで発注者へ申入れがあり、協議の結果減額変更となった。仮に協議が整わなかった場合、発注者がこのような変更になるという通知をもって変更となる。

質　　問：　協議が不成立であっても、発注者がこれだと言えば受注者は受けざるを得ないという手続になっているということか。

回　　答：　設計変更に伴って発注金額の３分の２以上の減額となる場合など、条件付きではあるが、受注者から契約解除を申し入れることも可能となっている。
　本工事は割栗石を既設の護岸の前面に入れていく工事であるが、海底面にふわふわの汚泥が溜まり、どの程度投入可能なのか分からない状況下にあるため、過去の同様の工事の実績から施工断面を想定しているものの、不可視部分の数量が変わることはどうしてもあり得ることをご理解いただきたい。
　とはいえ、発注前に精査をして、可能な限り現地との差異が少なくなるよう今後も努めていきたい。

質　　問：　減額は資材数量、すなわち割栗石の数量変更によるものか。

回　　答：　投入する割栗石の数量が少なくなったことによる減額である。

質　　問：　そのような場合には、工事数量の変更は客観的に決まるものと思う。しかし、発注者の裁量ではないが、当初計画と異なっても人件費を変えないといったような、調整をしないこともあるのか。

回　　答：　そのとおりである。

抽出事案３「松重ポンプ所ポンプ設備工事」

〔主な質疑応答〕
質　　問：　資料２４ページに記載の失格判断基準を資料２５ページの工事費内訳書に照らし合わせると、現場管理費が失格判断基準を下回っているように見受けられる。

回　　答：　資料２６ページの表「失格判断基準と比較する入札価格」中の「入札価格の積算内訳の現場管理費」のとおり、失格判断基準と比較する「現場管理費」は、工場管理費、現場管理費、据付間接費及び設計技術費の合計である。

意　　見：　現場管理費だけではないということであるが、「工事契約に関する要綱等」などでそれを確認できるように対応をお願いしたい。

回　　答：　「工事契約に関する要綱等」で設計技術費などを含むことを追記する。

抽出事案４「稲永ふ頭南５号上屋耐震改修その他工事」

〔主な質疑応答〕

質　　問：　この施設が竣工した昭和４０年から５０年以上経っており、地震が発生すると損害が生じる可能性が大きいことから、耐震改修する優先順位は高かったと思うが、なぜこんなに時間がかかってしまったのか。

回　　答：　本組合が管理している上屋数が多いこともあり、まず耐震性の有無を調査し、耐震性のないものについては１０年ほど前から優先順位をつけて耐震改修を行っている。

しかしながら、改修工事金額が大きいため、毎年１棟か２棟ずつ改修せざるを得なかったことから、時間がかかっているが、当上屋の改修をもって規模の大きい上屋の改修はほぼ完了する。

質　　問：　資料２８ページの「入札参加資格」の「技術者」が「－」となっているのは、企業の施工実績と同じ条件ということか。それとも条件はないということか。

回　　答：　技術者として工事の実績は求めていないが、建設業法上の資格は必要である。

質　　問：　「入札参加資格」では工事の実績を求めず、「配置予定技術者の能力」で評価項目の要件を設定しているのはどういうことか。

回　　答：　年度後半の発注であるため、応札者をできるだけ増やしたいということから間口を広くしているが、技術者の経験があればしっかり評価するということである。

【抽出事案の審議結果】

いずれも適正に執行されていると判断される。